

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 3日	
三日月 大造 滋賀県知事 殿	
提出者 住 所 京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町436番地の2 . 株式会社 エスケーエレクトロニクス 氏 名 代表取締役社長 石田 昌徳 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 (075) 441-2333	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 エスケーエレクトロニクス 滋賀工場
事業場の所在地	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘38番
計画期間	2024.04.01 ~ 2025.03.31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E 製造業 15 印刷・同関連業
②事業の規模	2024年9月期 売上金額 ¥25,727,018,000-(全社連結)
③従業員数	109名(滋賀工場)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	表面処理 ⇒ 中和処理 ⇒ 沈殿処理 ⇒ 残渣抽出 ⇒ 脱水 ⇒ 焼却選別 ⇒ 再資源化

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添「管理体制図」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】 2024年4月～2025年3月		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	排出量	99.9 t	8.7 t
	(これまでに実施した取組) ※ 廃酸量の増加について 使用する薬液量の増加ではなく、使用条件の変更で純水での希釈濃度を薄くすることにより、廃液量が増えた結果となる。 ・排出物削減を考慮した処理方法の検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	排出量	90.0 t	7.9 t
	(今後実施する予定の取組) ・排出物削減を考慮した処理方法の検討		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・排水処理は、配管別に分別している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・同上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】 2024年4月～2025年3月		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	全処理委託量	99.9 t	8.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	99.9 t	8.7 t
	再生利用業者への処理委託量	99.9 t	8.7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
可能な限り、再生利用業者に処理委託した			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃油
	全処理委託量	108.0 t	9.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	108.0 t	9.5 t
	再生利用業者への処理委託量	108.0 t	9.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<p>※ 令和6年目標値を上回ったため見直しを行う。 前年度目標の1.2倍を目標に設定する。 電子マニフェストシステムで処理状況を適時監視を実施する。 委託先処理業者に定期的に実地確認を実施する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】(令和6年度)実績		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	108.6 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
2021年04月より、電子マニフェストシステムに稼働			
※事務処理欄			

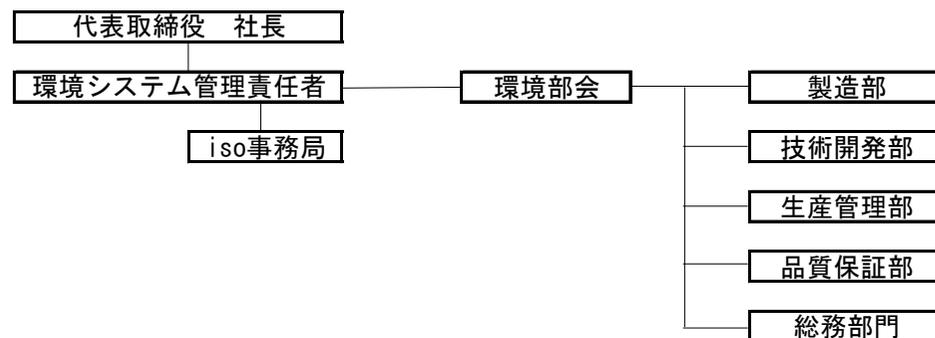
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマで掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図



優良産廃処理業者認定制度 認定業者
ミヤマ株式会社
中野工場 上越工場

実施計画

- ・ 特別管理産業廃棄物処理計画書・報告書の作成
- ・ 産業廃棄物収集運搬業者、処理業者、再生利用業者の選定及び管理
- ・ 建設廃棄物処理委託契約の締結及び管理
- ・ 電子マニフェストに関する通知（電子メール等）や一覧表により状況確認
- ・ 社員および協力会社に対する教育（法令順守）